二　N類の航空機の整備に必要な一般的知見 三　N類の航空機の整備に必要な基礎技術 四　N類の航空機の日常点検作業に関する技術 五　動力装置の操作（燃料の燃焼により動力装置を駆動させて行う作動点検に係るものを除く。）に関する技術			
（略）			
一等航空整備士の資格に係る技能証明の限定の変更	飛行機又は回転翼航空機の型式	学科教育	一　一等航空整備士の資格に係る技能証明の項飛行機又は回転翼航空機の項学科教育の項の科目（第四号及び第五号の科目を除く。）	百時間
		実技教育	一　一等航空整備士の資格に係る技能証明の項飛行機又は回転翼航空機の項実技教育の項の科目（第一号の科目を除く。）	九十時間
（略）				

備考　（略）

別表二

技能証明、技能証明の限定の変更、計器飛行証明、操縦教育証明又は整備の基本技術の科目	航空機の種類、等級若しくは型式又は業務の種類	教育の種類及び教育科目	実地試験の科目
（略）			

二　N類の航空機の整備に必要な一般的知見 三　N類の航空機の整備に必要な基礎技術 四　N類の航空機の日常点検作業に関する基礎技術 （新設）			
（略）			
一等航空整備士の資格に係る技能証明の限定の変更	飛行機又は回転翼航空機の型式	学科教育	一　一等航空整備士の資格に係る技能証明の項飛行機又は回転翼航空機の項学科教育の項の科目（第四号及び第五号の科目を除く。）	百時間
		実技教育	一　一等航空整備士の資格に係る技能証明の項飛行機又は回転翼航空機の項実技教育の項の科目（第一号の科目を除く。）	九十時間
一等航空運航整備士の資格に係る技能証明の限定の変更	飛行機又は回転翼航空機の型式	学科教育	一　機体及び電子装備品等に関する一般知識 二　発動機に関する一般知識	三十時間
		実技教育	一　一等航空運航整備士の資格に係る技能証明の項飛行機又は回転翼航空機の項実技教育の項の科目（第一号の科目を除く。）	三十時間
（略）				

備考　（略）

別表二

技能証明、技能証明の限定の変更、計器飛行証明、操縦教育証明又は整備の基本技術の科目	航空機の種類、等級若しくは型式又は業務の種類	教育の種類及び教育科目	実地試験の科目
（略）			